

電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令第一条第五項第一号の申請等又は処分通知等を定める省令（案）参照条文

電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）（抄）

（輸出入等関連業務の範囲）

第一条（省略）

2 } 4（省略）

5 法第二条第二号ホに規定する政令で定める申請等又は処分通知等は、次に掲げる申請等又は処分通知等とする。

一 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十五条第一項第一号（役務取引等）の規定による許可の申請又は当該許可の通知（外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十七条第三項（役務取引の許可等）の規定に基づく経済産業省令の規定による申請等又は処分通知等であつて財務省令・経済産業省令で定めるものを含む。）

二 } 七（省略）

6 及び 7（省略）

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）（抄）

（役務取引等）

第二十五条 居住者は、非居住者との間で次に掲げる取引を行おうとするときは、政令で定めるところにより、当該取引について、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

一 国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の種類の貨物の設計、製造又は使用に係る技術（以下「特定技術」という。）を特定の地域において提供することを目的とする取引

二（省略）

2 } 4（省略）

貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）（抄）

（有効期間の延長の手続等）

第二条 (省略)

- 2 経済産業大臣は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する許可について、同項の期間と異なる有効期間を定め、又はその有効期間を延長することができる。
- 3
- 6 (省略)